

令和5年 第12回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和5年12月26日（火） 午後2時30分～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(17人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	8 番	永山 明美		
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
			11 番	下之門 信洋
			13 番	大坪 幸博
	15 番	栢川 明子	14 番	桑代 純一
	16 番	松村 孝徳	17 番	池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(2人)

3 番 月野 貴大 12 番 六反田 達郎

5. 議 題

○ 開会の宣言

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日 程 第 1 会議録署名委員の指名

○ 日 程 第 2 会期決定の件

○ 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日 程 第 5 議案第74号 農地所有適格法人の承認について

○ 日 程 第 6 議案第75号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について

○ 日 程 第 7 議案第76号 農地法第3条許可申請に対する許可について

○ 日 程 第 8 議案第77号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日 程 第 9 議案第78号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日 程 第 10 議案第79号 非農地証明願について

○ 日 程 第 11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
 農政係長 折尾 武志 松下 剛史
 農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

- 事務局長 御起立願います。
 「一同 礼」
 御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。六反田委員，月野委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。
 ただいまの出席人員は 17 名で，会議の定足数に達しております。
 これより令和 5 年第 12 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 113 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
 事務局長 （諸般報告をおこなう。）
- 議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。
 会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
 会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，14 番桑代委員，15 番戸川委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
 お諮りします。本会議の会期は，本日 12 月 26 日の 1 日間で御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
 したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。
- 議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長

説明いたします。

3 頁でございます。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知事案が 2 件ございました。

貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇有限公司です。自分で耕作するものが 1 件、耕作者変更によるもの 1 件です。地目の内訳は、畑 4 筆 8,838 m²で知覧地域 2 件です。

続きまして、5 頁～8 頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 37 件ございました。貸人は鹿児島市の相続人代表の〇〇〇〇さん、借人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 36 件です。

貸人主導によるもの 7 件、借人主導によるもの 30 件です。地目の内訳は、田 9 筆 3,890 m²、畑 41 筆 46,885 m²の合計 50 筆 50,775 m²で、頴娃地域 23 件、知覧地域 6 件、川辺地域 8 件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

資料は 11 頁からになります。今回は、再認定 5 件です。

営農類型としては、茶が 4 件、甘藷露地野菜が 1 件であります。

資料の 13 頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、日程第 5 議案第 74 号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長

資料は、14 頁からになります。

今回は、南九州市知覧町〇〇 〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、〇〇の経営・管理、農産物の生産・加工及び販売で、会社設立は昭和〇年〇月〇日で、構成員は

○人となっています。資本金の額は○○万円です。

農地所有適格法人は4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社で、「事業要件」については、主な事業は、○○の販売となっており、「構成員要件」については○人で、常時従事(150日)する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に150日以上従事し、かつ1人以上が法人の農作業に年60日以上従事します。

なお、資料15の法人形態で株式会社となっておりますが、2006年の会社法により新たに有限会社を設立することが出来なくなりましたが、従来の有限会社の制度の一部を引き継ぐ特例有限会社に移行しています。

会社法では、株式会社に分類されるところであります。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

4番委員 18の3の○円は、どのように算出したのでしょうか。

農政係長 ○円の単価確認は行っておらず、本人の申請及び営農計画を出しているところで

す。

議長 確認して、後で報告をお願いいたします。

他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第74号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第74号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に日程第6 議案第75号「農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について」を議題とします。

まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。17番委員お願いします。

17番委員 報告いたします。

20の審議番号1番です。関連資料は21から25になります。

申請人は、颯娃町○○の○○○○株式会社です。申請地は、颯娃町○○字○○ ○○○番、畑 1,100㎡で、○○自治会西側に位置します。

申請人は、市内で○○の生産・加工業を営む法人であり、経営の安定を図るため、○○を整備することから農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は畑に、東側南側は山林に、西側は市道に接しています。1m程度の切土を行いますが、土砂の流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲

の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
15 番委員

次に 15 番委員お願いします。

報告いたします。

20 分の審議番号 2 番です。関連資料は 26 分から 29 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番、田 471 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の実家に居住していますが、高齢になる前に市街地に近い申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側東側は田に、西側は宅地に、南側は市道に接しています。

1.2m から 0.7m 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番の用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

2 番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 75 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長

次に、日程第 7 議案第 76 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。31 号～32 号の 3 条所有権移転 13 件でございます。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく颯娃町〇〇〇〇の
有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、畑 26 筆 23,929.43 ㎡で、理由につきましては、規模・
経営拡大 7 件、親類からの無償譲渡が 3 件、所有者が県外在住のため管理
ができないことによる受贈 2 件、自給的農業 1 件です。この自給的農業に
つきましては、畑を宅地として購入される譲受人が宅地以外の部分を農地
として利用するものです。農地転用として 5 条申請でも議案として出てく
るものです。

10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 22 千円から 2,530 千円
です。2,530 千円につきましては、先ほど申し上げました農地を宅地として
使う部分と併せての購入であるため、この価格になっているものと思われ
ます。こちらは議案第 76 号審議番号 2 の案件です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑 533 千円でございます。
なお、先ほど申し上げました 2,530 千円を除きますと平均取引価格は 366
千円になることを申し添えます。

地域別では、颯娃地域 4 件、知覧地域 4 件、川辺地域 5 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断
につきましては、申請書及び提出されました 33 号～45 号の調査書、誓約
書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認めら
れます。

御審議方よろしく申し上げます。

議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移
転のうち〇〇委員が 1 番について議事参与の制限に該当しますので、まず
該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 76 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可」に係る案件のうち、
議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可することに
御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない
案件について、申請どおり許可することに決定しました。

議 長

引き続き、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件につい
て審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。
〇〇委員の入室を許可いたします。
(入室)

議長 〇〇委員に報告いたします。
議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第 8 議案第 77 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたします。
まず 47 号「所有権移転」の現地調査員から報告をお願いします。17 番委員お願いします。

17 番委員 報告いたします。
47 号の審議番号 1 番です、関連資料は 48 号から 52 号になります。
譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 702 m²のうち 497 m²で、〇〇自治会に位置します。
申請地北側東側は畑に、南側は宅地に、西側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 次に、15 番委員お願いします。
15 番委員 報告します。
47 号の審議番号 2 番です。関連資料は 53 号から 56 号になります。
譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 田 471 m²で、〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。
以上で報告を終わります。

議長 次に、16 番委員お願いします。

16 番委員 報告いたします。47 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 57 ㊦から 61 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 249 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の西側は農地に、南側は宅地に、北側東側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、62 ㊦「賃借権設定」について 15 番委員お願いします。

15 番委員 報告します。

62 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 63 ㊦から 67 ㊦になります。

借人は知覧町〇〇の有限会社〇〇〇〇、貸人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 1,051.28 m²のうち 3.0 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、南九州市内で〇〇の販売等を営む法人であり、会社までの道順がわかりにくいため、申請地を借り受けて誘導看板を設置するものです。

申請地の東側は農地に、北側、南側、西側は県道に接しています。現状のままで利用しますが、雨水、日照・通風等について、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきまして、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番と 2 番は第 1 種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 3 番と賃借権の 1 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農

地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、所有権設定の審議番号1番と2番は第1種農地のため来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第77号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、所有権移転の審議番号3番及び賃借権設定の審議番号1番については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号1番、2番の2件については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第77号に係る案件について、所有権移転の1件及び賃借権設定の1件は申請どおり許可し、所有権移転の2件は、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第78号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。70番をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇です。

設定面積は畑2筆4,399㎡で、理由につきましては、相手方の要望1件、10a当たりの取引価格の平均としましては、畑が227千円でございます。地域別では、颯娃地域1件です。

続きまして、72番～92番の「賃貸借利用権の設定」です。

修正がありました。73番をお開きください。番号6番のところになります。10a当の賃借料のところになりますが、金額4,805円と5,030円を10,000円に修正をお願いします。

改めまして72番からの「賃貸借利用権の設定」になります。

利用権を設定する者は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外167件です。

設定面積は、田3筆 3,502㎡、畑228筆 273,657㎡の合計231筆277,159㎡で、颯娃地域138件、知覧地域26件、川辺地域5件となっております。

ります。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が11件、設定面積は畑のみで42筆75,409㎡で、潁娃地域5件、知覧地域6件となっております。

続きまして、94号～100号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の相続人代表の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外13件です。

設定面積は、田8筆 3,961㎡、畑63筆92,953㎡の合計71筆96,914㎡で、潁娃地域4件、知覧地域8件、川辺地域2件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が3件、設定面積は畑36筆 54,911㎡、潁娃地域2件、知覧地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち〇〇委員が4番と5番、〇〇委員が158番、159番と使用貸借利用権設定の13番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第78号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第78号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第78号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第78号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適

当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり
適当意見とすることに決定いたします。

〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。

議案第 78 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり
適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 79 号「非農地証明願について」を議題といたしま
す。現地調査員の報告を求めます。17 番委員お願いします。

17 番委員 報告いたします。

102 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 103 ㊦から 106 ㊦になります。

申請人は、指宿市の〇〇〇〇さんです。申請地は、顚娃町〇〇字〇〇
〇〇〇番 畑 126 m²で〇〇自治会に位置します。

申請者が平成 27 年に親から当該農地を相続した時には、農地としての
形状がよくなり、畑では使えず、ツゲの樹を植えていました。市外に居住
していたことから、管理をせずに放置していたため、雑木が生い茂り原野
の状態に現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、市外在
住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、16 番委員お願いします。

16 番委員 報告いたします。

102 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 107 ㊦から 109 ㊦になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇
〇〇〇番 畑 141 m²で〇〇自治会に位置します。

申請者が平成 2 年に相続した時には、周囲にブロックを積み、庭木と花
壇等として、隣接する宅地と一体利用されていました。現在も鹿児島市内
から定期的に帰省し管理していますが、今後も農地として利用する見込み
はないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、15 番委員お願いします。

15 番委員 報告いたします。

102 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 110 ㊦から 112 ㊦になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字
〇〇 〇〇〇番 畑 750 m²で〇〇自治会に位置します。

申請者は平成 29 年に当該農地を相続しましたが、現在は杉の木と雑木
が生い茂り山林の状態です。周囲も北側の農地を除き山林の状況です。農

地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については経過年数や利用状況を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 79 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 79 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長

次に、日程第 11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

〇〇委員

穎娃地域における荒廃農地化により不法投棄、鳥獣対策が必要と思われる。農業委員との情報共有、又、関係機関との連携が必要と思われる。

議 長

各地域同じような状況下にあると思われる。農業委員と推進委員との連携、又、関係機関との連携も必要と思われる。地域計画の話し合いにも耕地林務課等の関係機関の職員も出席しているので、地域での話し合いでも協議していただきたい。

他にありませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長

(今後の日程について連絡する。)

議 長

只今の件について、御質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 12 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 30 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 14 番 _____

会議録署名委員 15 番 _____